

# カラオケ装置リース

## 演奏権

最二判130302

カラオケ装置のリース業者は、リース契約の相手方に対し、著作権者との間で著作物使用許諾契約を締結すべきことを告知するだけでなく、契約を締結し又は申込みをしたことを確認した上でカラオケ装置を引き渡すべき条理上の注意義務を負う



### けだし

- ① カラオケ装置は著作権侵害を生じさせる蓋然性の高い装置
- ② 著作権侵害は刑罰法規にも触れる犯罪行為
- ③ リース業者は、カラオケ装置の賃貸により営業上の利益を得ている
- ④ カラオケ装置のリース業者としては、著作権侵害が行われる蓋然性を予見すべき
- ⑤ リース業者は、契約の締結を容易に確認することができる